

第10回尼崎市地域公共交通会議 議事要旨

- 1 日時 令和5年7月28日(金) 午後3時～午後3時45分
- 2 場所 尼崎市役所 本庁舎北館4階 4-1会議室
- 3 出席委員 14名(構成員の半数以上が出席していることから、尼崎市地域公共交通会議設置要綱第5条第3項の規定に基づき成立)
- 4 傍聴者 なし
- 5 報告案件
 - (1) 上限運賃変更認可の状況について
 1. 阪神バス株式会社
 2. 阪急バス株式会社
 3. 尼崎交通事業振興株式会社

本件について、尼崎市域内の一般路線バスの実施運賃を20円値上げし、230円とすることが3社より報告された。

阪神バス株式会社は、上限運賃である240円への運賃引上げの時期が現時点では未定だが、適正利潤を含む収支均衡のためには、240円への運賃引上げが必要との立場に変わりはない。ただし、230円への運賃引上げによる利用者減少の影響を考慮し、その状況を見極めた上で適切な対策も含め、時期を考えていくとのこと。

(意見等)

- ・ 今回の運賃値上げにより、利用者が減少する可能性があることを心配している。
バス利用の促進に向けた取り組みを行政としても支援したいと考えており、事業者にも利用促進に向けた取り組みをお願いする。

以上